

令和 3 年度

財政援助団体等監査報告書

( 一般社団法人 伊那市観光協会 )

伊 那 市 監 査 委 員



3伊監第26号  
令和3年12月27日

伊那市長 白鳥 孝 様  
伊那市議会議長 飯島 進 様

伊那市監査委員  
北原 藤 重  
登内 正 史  
宮島 良 夫

令和3年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

# 目 次

第 1	準拠する基準	1
第 2	監査等の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	監査の実施場所及び日程	2
第 6	監査対象団体の概要	2
第 7	監査の結果	5

# 令和3年度財政援助団体等監査報告書

## 第1 準拠する基準

伊那市監査委員は、伊那市監査基準（令和2年伊那市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

## 第2 監査等の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

一般社団法人伊那市観光協会（以下「観光協会」という。）に対する令和2年度及び令和3年度における財政援助に係る出納その他の事務の執行、経営状況等について監査を行った。

## 第4 監査の着眼点及び主な実施内容

観光協会の事業の出納その他の事務の執行について、観光協会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他の関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

- (1) 定款並びに経理規定等諸規定は整備されているか。
- (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (4) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (5) 人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- (6) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (7) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (8) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (9) 負担金に係る会計経理内容は適正か。
- (10) 負担金事業が目的に沿って適正に行われているか。
- (11) 負担金額及び支出は適正に行われているか。

## 第5 監査の実施場所及び日程

監査実施場所 伊那市役所（伊那市下新田3050番地）第2委員会室  
監査実施日程 令和3年9月24日から同年10月20日  
聞き取り調査は同年10月14日

## 第6 監査対象団体の概要

### 1 総括的概要

観光協会は、3市町村合併による新伊那市誕生後も旧市町村単位で活動していた伊那観光協会、高遠町観光協会及び長谷村観光協会が、平成20年4月1日に統合し、「伊那市観光協会」として活動してきた。

平成26年度に「観光協会の役割、使命が変わりつつある中、自立化に向けて検討」した結果、「組織体制を強化」し「自己財源を確保する」ことにより、観光協会の自立化を図るため、平成28年4月1日に「一般社団法人伊那市観光協会」として発足し、次の事業を行っている。

- (1) 観光客の誘致促進
- (2) 観光情報の提供及び収集
- (3) 観光行事の開催及び助成
- (4) 観光資源の開発及び受入環境整備の支援
- (5) 観光に関する講演会・研修会等の開催
- (6) 旅行業法に基づく旅行業
- (7) 観光案内所の運営
- (8) 観光物産の宣伝及び販売
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### 2 組織

- (1) 法人の構成員（令和3年度）  
会員 団体会員7団体、個人会員130名（法人を含む）、  
賛助会員128名 合計265名  
（会員のうち団体会員、個人会員及び推薦会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。）
- (2) 役員等  
理事 16名（うち代表理事・会長1名、理事・副会長3名、理事11名、常務理事（事務局長）1名）、監事2名
- (3) 職員  
事務局長（常務理事）1名、常勤職員6名、非常勤職員3名

### 3 財務状況

平成 28 年度において一般社団法人化されたことにより、観光協会の財務会計は公益法人会計基準により経理されている。

観光協会の令和 2 年度収支計算書によると、事業活動収入計 71,111,552 円、事業活動支出計 67,613,471 円、事業活動収支差額 3,498,081 円であった。

また、投資活動収入計 43,450 円、投資活動支出計 137,500 円、投資活動収支差額△94,050 円であった。当期収支差額は 3,404,031 円となった。

事業活動収入計 71,111,552 円のうち伊那市から支出された負担金額は 47,000,000 円であり、事業活動収入計に占める伊那市からの負担金の割合は 66.1%であった。

これに対して自己財源とみなすことができるのは、会費及び収益事業のみであるが、会費収入は 0 円、収益事業収入は 21,726,686 円で 30.6%であった。

事業活動支出計 67,613,471 円に占める事業費支出は 61,165,826 円、管理費は 6,376,645 円であった。特に事業費支出において、山岳観光 16,345,726 円が 26.7%、広報・宣伝事業 10,657,632 円が 17.4%であった。

#### 令和 2 年度財務状況

事業活動収入計	71,111,552 円	……㊦
<u>事業活動支出計</u>	<u>67,613,471 円</u>	……㊧
事業活動収支差額	3,498,081 円	……① (㊦—㊧)
投資活動収入計	43,450 円	……㊨
<u>投資活動支出計</u>	<u>137,500 円</u>	……㊩
投資活動収支差額	△94,050 円	……② (㊨—㊩)
<u>当期収支差額</u>	<u>3,404,031 円</u>	……①+②

年度別収入内訳

(単位:円、%)

収入	平成30年度		令和元年度		令和2年度		増減(R2-R1)
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
会費	2,046,000	2.3	1,912,000	1.9	0	0.0	△ 1,912,000
負担金	65,660,000	73.3	53,843,400	53.2	47,000,000	50.2	△ 6,843,400
補助金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
収益事業	5,440,606	6.1	24,860,675	24.6	21,726,686	23.2	△ 3,133,989
雑収入	73,523	0.1	81,715	0.1	2,384,866	2.5	2,303,151
投資活動収入	0	0.0	60,000	0.1	43,450	0.0	△ 16,550
繰越金	16,344,015	18.2	20,377,055	20.1	22,567,289	24.1	2,190,234
収入額計	89,564,144		101,134,845		93,722,291		△ 7,412,554

年度別支出内訳

(単位:円、%)

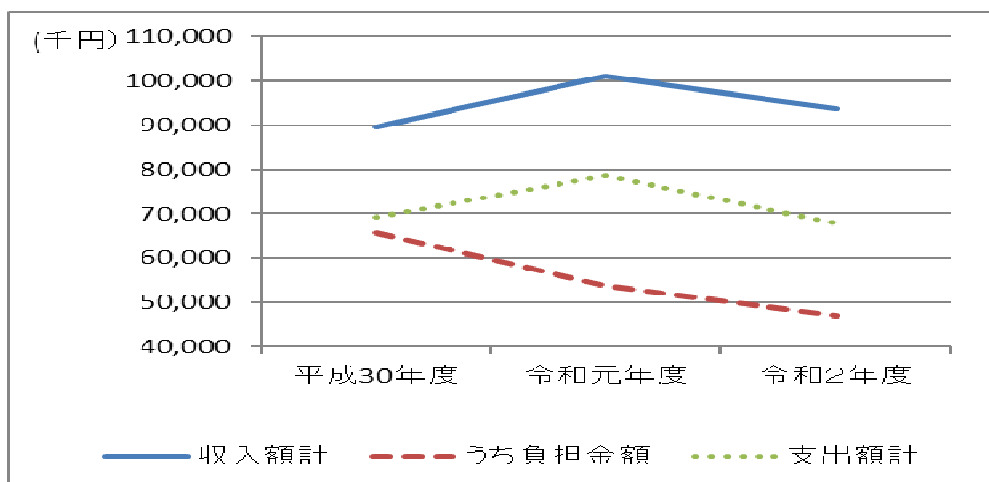
支出	平成30年度		令和元年度		令和2年度		増減(R2-R1)
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
広告宣伝事業費	21,642,771	31.3	15,849,286	20.2	10,657,632	15.7	△ 5,191,654
誘客事業費	28,641,141	41.4	40,588,576	51.6	38,398,486	56.7	△ 2,190,090
特産品事業費	616,370	0.9	827,657	1.1	166,823	0.2	△ 660,834
販売品作成費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
教育旅行事業	3,086,493	4.5	5,081,054	6.5	3,062,000	4.5	△ 2,019,054
インバウンド事業	5,401,503	7.8	4,251,193	5.4	2,208,202	3.3	△ 2,042,991
広域観光事業費	1,723,253	2.5	2,301,301	2.9	1,427,983	2.1	△ 873,318
人件費・事務費	7,630,598	11.0	9,223,529	11.7	11,692,345	17.3	2,468,816
投資活動支出	444,960	0.6	444,960	0.6	137,500	0.2	△ 307,460
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
支出額計	69,187,089		78,567,556		67,750,971		△ 10,816,585

\* 平成28年度から法人化により公益法人会計基準により経理されている。

収支額計に対する負担金額と負担割合

(単位:円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
収入額計－負担金額	23,904,144	73.3%	47,291,445	53.2%	46,722,291	50.1%
支出額計－負担金額	3,527,089	94.9%	24,724,156	68.5%	20,750,971	69.4%





## 第7 監査の結果

監査の結果、伊那市からの負担金に係る観光協会における出納その他の事務については概ね良好であるが、次のとおり検討、改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

### 1 事業及び会計事務について

- (1) 定款第7条の「経費の負担」において、「団体会員、個人会員、賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う」と定められているにも関わらず、令和2年度及び令和3年度の会費を0円にした経緯が理事会及び総会議事録に記載がなく、議事録には必ず経緯等を含めた詳細まで記録されたい。
- (2) 会費の負担は最重要事項であるので、負担させない理由などについて理事会及び総会の議案として審議されたい。
- (3) 令和2年度正味財産増減計算書の前年度事業費の科目及び金額に誤りがあったので修正されたい。
- (4) 長谷ビジターセンターについて、来年度高遠町に開所する観光案内所への統合について検討されたい。
- (5) 分杭峠シャトルバス運行に係る契約書が委託業者と交わされていないので是正されたい。
- (6) 人件費が各事業に振り分けられているが、経理が煩雑となっており、また、事業実施の実態と必ずしも一致していないので、人件費の別計上の方法について検討されたい。
- (7) 桜VRゴーグル制作・販売について、起案文書では販売に至った経緯が不明確であり、記録として残されたい。
- (8) 時間外勤務命令簿の勤務（用務）の内容欄に記載漏れがあったので是正されたい。

### 2 負担金事務について

市の財政状況が厳しい中で、市の観光行政の推進を図るため観光PR業務を中心に観光協会の役割が増大しており、市から支出される負担金額もここ数年減少しているものの依然大きな割合を占めている。法人化の重要な目的のひとつである「自己財源を確保」し「観光協会の自立化を図る」ためにも、市の財政援助から脱却する方策を検討されたい。

定款第7条に定められているとおり、会員は「事業活動に経常的に生じる費用に充てるため…(中略)…総会において別に定める額を支払う義務を負う」が、令和2年度の会費収入は無く、市からの「負担金」が66.1%となっている。

市が支出している現行の「負担金」は、定款・法令又は契約等によるものでなく、観光協会の構成団体として支出しているものでもない。また、その額は会費相当金額を大きく超えており、「補助金」や「委託料」の性格を有しているものといえる。

観光協会の令和2年度決算では、この「負担金」の事業活動費に対する割合が依然大きくなっており、好ましくない。観光課においては、市で観光協会の経費に対し助成するにあたり、助成根拠の客観性、透明性を明らかにするため要綱等により対象経費等について基本的な枠組みを明らかにした上で、予算査定段階から観光協会の事業計画、事業効果及び対象経費を分析し、発足当初からの目的である観光協会の自立化を図るため、その経費負担が真に必要なものであるか精査するとともに、決算の際には適切に精算が行われるよう指導されたい。

### 3 観光課と観光協会の役割の明確化について

前回、平成29年度と同監査においても指摘したが、観光協会と市の役割をより明確にし、観光協会の自立化を図るためにも、財政援助を行っている伊那市の長が観光協会の長であることは適切でなく、伊那市長の兼務を解消をされたい。

### 4 組織体制の強化と自己財源の確保について

- (1) 観光協会会員数は令和元年度267名、令和2年度267名、令和3年度265名とほぼ横ばいとなっている。更なる組織体制の強化のためには賛助会員だけでなく団体会員、個人会員の増加が必要であり、引き続き会員増加に取り組まれない。
- (2) 観光協会の令和2年度収支計算書によれば、自己財源としては、会費収入0円、収益事業21,726,686円が主なものである。平成28年度に行われた法人化にともない地域限定旅行業の登録を行ったことは、農家民泊、国内教育旅行の誘致、インバウンドへの対応等の事業展開を期待でき、新たな収益事業として自己財源の確保につながるものであるが、コロナ禍によりインバウンド需要が激減している。こうした状況下においても、さらなる自己財源の確保に向け一層努められたい。

収益事業では桜VRゴーグル等の販売、旅行取扱手数料が主なものであるが、収入全体に対して23.2%を占めるに過ぎない。今後、さらなる自己財源の確保に努められたい。

令和3年度財政援助団体等監査の指摘事項に対する処理状況

(監査対象) 一般社団法人伊那市観光協会 (所管課) 観光課

指摘事項	処理状況
<p>監査の結果、伊那市からの負担金に係る観光協会における出納その他の事務については概ね良好であるが、次のとおり検討、改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>1 事業及び会計事務について</b></p> <p>(1) 定款第7条の「経費の負担」において、「団体会員、個人会員、賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う」と定められているにも関わらず、令和2年度及び令和3年度の会費を0円にした経緯が理事会及び総会議事録に記載がなく、議事録には必ず経緯等を含めた詳細まで記録されたい。</p> <p>(2) 会費の負担は最重要事項であるので、負担させない理由などについて理事会及び総会の議案として審議されたい。</p> <p>(3) 令和2年度正味財産増減計算書の前年度事業費の科目及び金額に誤りがあったので修正されたい。</p> <p>(4) 長谷ビジターセンターについて、来年度高遠町に開所する観光案内所への統合について検討されたい。</p>	<p><b>1 事業及び会計事務について</b></p> <p>(1) 令和2年度及び同3年度の議事録については、内容が確定しています。今後は、理事会及び総会議事録に詳細を記録します。また、意思決定の経過について、起案等により記録を残します。(協)</p> <p>(2) 令和2年度及び同3年度の会費を0円にしたことについて、理事会及び総会において収支予算書(案)の承認を得ているところです。今後は、理事会及び総会の議案として提案し、審議します。(協)</p> <p>(3) 修正しました。(協)</p> <p>(4) 長谷ビジターセンターについては、ジオパークに関する展示も行っており、単純に統合は難しいですが、</p>

指摘事項	処理状況
<p>(5) 分杭峠シャトルバス運行に係る契約書が委託業者と          交わされていないので是正されたい。</p> <p>(6) 人件費が各事業に振り分けられているが、経理が煩          雑となっており、また、事業実施の実態と必ずしも          一致していないので、人件費の別計上の方法につい          て検討されたい。</p> <p>(7) 桜VR ゴーグル制作・販売について、起案文書では          販売に至った経緯が不明確であり、記録として残さ          れたい。</p> <p>(8) 時間外勤務命令簿の勤務（用務）の内容欄に記載漏          れがあったので是正されたい。</p> <p><b>2 負担金事務について</b></p> <p>市の財政状況が厳しい中で、市の観光行政の推進を図          るため観光PR業務を中心に観光協会の役割が増大し          ており、市から支出される負担金額もここ数年減少し          ているものの依然大きな割合を占めている。法人化の重要          な目的のひとつである「自己財源を確保」し「観光協会          の自立化を図る」ためにも、市の財政援助から脱却する          方策を検討されたい。</p> <p>定款第7条に定められているとおり、会員は「事業活</p>	<p>運営方法について検討していきます。（協）</p> <p>(5) 来年度以降の運行については、契約書を締結いたし          ます。（協）</p> <p>(6) 人件費を別計上にする方向で検討します。（協）</p> <p>(7) 制作・販売の経緯について、起案文書と一緒に綴り          ました。（協）</p> <p>(8) 記載漏れ部分については是正しました。（協）</p> <p><b>2 負担金事務について</b></p> <p>事業内容の見直しを行うとともに、引き続き、自主財          源の確保に努めていきます。（協）</p> <p>観光課では、観光協会が「自己財源を確保」し「観光協会          の自立化を図る」ことが目指すことであることは認識しつつ、観          光情報の提供及び収集や観光資源の開発及び受入環境整備の          支援など、市に代わって行う事業の費用として負担金を支出          していると考えています。今後、さらに収益事業を展開するこ          とで、財源のみならず、運営についても市から自立した法人を</p>

指摘事項	処理状況
<p>動に経常的に生じる費用に充てるため…(中略)…総会において別に定める額を支払う義務を負う」が、令和2年度の会費収入は無く、市からの「負担金」が66.1%となっている。</p> <p>市が支出している現行の「負担金」は、定款・法令又は契約等によるものでなく、観光協会の構成団体として支出しているものでもない。また、その額は会費相当金額を大きく超えており、「補助金」や「委託料」の性格を有しているものといえる。</p> <p>観光協会の令和2年度決算では、この「負担金」の事業活動費に対する割合が依然大きくなっており、好ましくない。観光課においては、市で観光協会の経費に対し助成するにあたり、助成根拠の客観性、透明性を明らかにするため要綱等により対象経費等について基本的な枠組みを明らかにした上で、予算査定の段階から観光協会の事業計画、事業効果及び対象経費を分析し、発足当初からの目的である観光協会の自立化を図るため、その経費負担が真に必要なものであるか精査するとともに、決算の際には適切に精算が行われるよう指導されたい。</p> <p><b>3 観光課と観光協会の役割の明確化について</b>  前回、平成29年度と同監査においても指摘したが、観</p>	<p>目指すことが不可欠だと認識しています。(課)</p> <p><b>3 観光課と観光協会の役割の明確化について</b>  平成 29 年度と同監査における、観光課と観光協会の</p>

指摘事項	処理状況
<p>光協会と市の役割をより明確にし、観光協会の自立化を図るためにも、財政援助を行っている伊那市の長が観光協会の長であることは適切でなく、伊那市長の兼務を解消をされたい。</p> <p><b>4 組織体制の強化と自己財源の確保について</b></p> <p>(1) 観光協会会員数は令和元年度 267 名、令和 2 年度 267 名、令和 3 年度 265 名とほぼ横ばいとなっている。更なる組織体制の強化のためには賛助会員だけでなく団体会員、個人会員の増加が必要であり、引き続き会員増加に取り組まれない。</p> <p>(2) 観光協会の令和 2 年度収支計算書によれば、自己財源としては、会費収入 0 円、収益事業 21,726,686 円が主なものである。平成 28 年度に行われた法人化にともない地域限定旅行業の登録を行ったことは、農家民泊、国内教育旅行の誘致、インバウンドへの対応等の事業展開を期待でき、新たな収益事業として自己財源の確保につながるものであるが、コロナ禍によりイン</p>	<p>役割分担を明確にする、という指摘について、それぞれの役割を明確にして日常の業務に取り組んでいるところです。現在の課題としては、役割分担の明確化による縦割り意識が醸成されないよう、実務レベルでは観光課をはじめ、市の各部署と観光協会が有機的に業務を分担することにも取り組んでいます。(課)</p> <p>会長については、引き続き、民間からの登用を検討してまいります。(協)</p> <p><b>4 組織体制の強化と自己財源の確保について</b></p> <p>(1) 会員になることによるメリットを明らかにし、引き続き、会員拡大に取り組んでいきます。(協)</p> <p>(2) 収益事業における収入額は、前回平成 29 年度の調査時 (1,571,626 円) と比較して増加率 1382.4%を達成しています。また、収入に占める割合も、前回調査時 (2.1%) に対して 23.2%を占めており、収益事業は成果を挙げていると考えています。この結果に留まらず、人を動かす仕組みを整え、事業を発展させていくことが不可欠であると認識しています。(課)</p>

指摘事項	処理状況
<p>バウンド需要が激減している。こうした状況下においても、さらなる自己財源の確保に向け一層努められたい。</p> <p>収益事業では桜VRゴーグル等の販売、旅行取扱手数料が主なものであるが、収入全体に対して23.2%を占めるに過ぎない。今後、さらなる自己財源の確保に努められたい。</p>	<p>効果的な収益事業について検討を進めて、引き続き、自主財源の確保に努めてまいります。(協)</p>